

納屋町商店街地区地区計画

都市計画法第58条の2
に基づく届出について

必要・不要

【お問合せ先】 京都市都市計画局都市企画部都市計画課 Tel. (075) 222-3505
〒604-8571 京都市中京区寺通御地上る上能満町488

位置：京都市伏見区納屋町，中油掛町及び下油掛町の各一部
面積：約1.0ヘクタール



【地区計画の目標】

当地区は、太閤秀吉の伏見城築城以来四百年を超える歴史と伝統あるまちです。

納屋町商店街は明治42年の「納屋町進商会」の創立以来、個店の努力と時代を先取りする取組により、百年にわたり伏見のにぎわいを支え、その台所を担ってきました。

このような地区において、地区計画を定めることにより、伏見のまちのこちよ日常を支える「伏見のおだいどこ」として親しまれる商店街を目指し、楽しく安心して買物のできる、おもてなしの心を大切にする商店街の魅力の維持・発展を図ります。

【区域の整備・開発及び保全の方針】

○土地利用の方針

「伏見のおだいどこ」として親しまれる、にぎわいのある商業サービス機能の誘導を図り、伏見の中心的な商業地の形成を図ります。

○建築物等の整備方針

- 1 建築物の用途制限により、「伏見のおだいどこ」として親しまれるまちを目指す当地区にふさわしい建築物の整備・誘導を図ります。
- 2 伏見を代表する個性ある商店街を目指して、納屋町通に面した1階部分はにぎわいを創出する店舗の立地誘導を図ります。

【地区整備計画】

○建築物等の用途の制限

次に掲げる建築物は建築してはならない。

- 1 建築基準法別表第2（ほ）項第2号（ゲームセンターを除く）並びに（り）項第2号及び第3号に掲げる建築物
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの
- 3 倉庫業を営む倉庫
- 4 1階における次に掲げる用途以外の用途（以下「にぎわい用途」という。）に供する部分の床面積の合計が30平方メートル未満であるもの。ただし、当該建築物の敷地が納屋町通に接する長さの合計が4.5メートル未満であるもの、当該建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が200平方メートル未満であるもの又は当該建築物及びこれに付属するものの壁面の納屋町通に面する長さの合計の2分の1以上を専らにぎわい用途に供するものについては、この限りでない。
 - (1) 住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては、その居住の用に供する部分)
 - (2) 共同住宅(これに付属する施設を含む。)
 - (3) 寄宿舍又は下宿
 - (4) 事務所
 - (5) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)
 - (6) 倉庫その他これに類するもの

【地区計画及び地区整備計画 区域図】

